静岡県健康増進計画推進協議会設置要綱

（目的）

第１条　県民の健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指し、幅広い関係者が連携協力しながら、いきいきとした健康社会の実現を図るため、静岡県健康増進計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第８条第１項の規定による静岡県の健康増進計画（以下「県計画」という。）の策定に関すること。

(2)　関係者の連携協力による健康増進の取組に関すること。

(3)　県計画の評価及び見直しに関すること。

(4)　前３号に掲げる事項のほか、県民の健康づくりに関すること。

（組織及び運営）

第３条　協議会は、健康づくりに関連する団体や企業の推薦を受けた者及び学識経験者からなる委員で組織する。

２　協議会に会長及び副会長１人を置く。

３　会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

４　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

５　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

第５条　協議会は、専門的・機動的な協議が必要な場合、期限を定めて部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員改選後最初の協議会又は会長及び副会長に事故があるときは、健康福祉部長が招集する。

２　会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、健康福祉部健康政策課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和７年７月８日から施行する。

２　この要綱の施行に伴い、ふじのくに健康増進計画推進協議会設置要綱及びしずおか健康会議設置要綱については、これを廃止する。